

## 委託業務契約書【案】

沖縄県工業技術センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、沖縄県工業技術センターにおける万能材料試験機及びオートグラフ校正業務について、次のとおり契約を締結する。

- 1 委託業務の名称 万能材料試験機およびオートグラフ校正業務委託
- 2 作業期間 令和7年2月3日から令和7年2月28日までの間
- 3 業務委託料 金

うち、取引に係る消費税額 円

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。

- 4 実施場所 沖縄県工業技術センター（うるま市字州崎12番2）
- 5 契約保証金

### （総則）

第1条 甲は、万能材料試験機及びオートグラフ校正業務（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、別紙仕様書に基づき、委託業務を実施するものとする。

3 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲、乙協議して定める。

### （業務代理人）

第2条 乙は、業務執行に当たり、技術上の管理をつかさどる業務代理人を定め甲に通知するものとする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。担保の目的物とすることも同様とする。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （委託業務等の調査等）

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

### （損害賠償）

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、若しくは一時中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第6条 乙は、委託業務の履行に際し、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償するものとする。ただし、損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合は、甲の負担とする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、仕様書に定める事項に関する委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了報告書及び仕様書に定める提出書類等一式を提出しなければならない。

2 甲は、委託業務完了報告書及び仕様書に定める提出書類等一式を受領したときは、直ちに目的物について検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届及び仕様書に定める書類等を提出して再検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第8条 乙は、前条の規定により検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする

2 甲は、前項の支払請求があったときは、受領した日から30日以内に支払うものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、次の各号の一つに該当する事由がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 契約の履行について、乙もしくはその従業員に不正の行為があったとき。

(3) 乙が、この契約を履行できなくなったとき。

(4) 乙が、この契約で定める条項に違反したとき。

(5) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(6) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経常に実質的に関与していると認められるとき。

(7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により甲が契約を解除した場合、乙に損害が発生したとしても、甲はその責めを負わないものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第11条 この契約に定めのない事項、又は契約事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の成立を証して本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 うるま市字州崎12-2  
沖縄県工業技術センター  
所長 平良 直秀

乙